

議第52号

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例

京都市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

第26条第1項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 入居者又は同居者（入居者の配偶者に限る。）が自ら居住の用に供することができる建物又は建物の部分を所有しているとき。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

提案理由

市営住宅の入居者等が他に自ら居住の用に供することができる建物等を所有しているときは、当該市営住宅の明渡しを請求することができることとする必要があるので提案する。